

2022年度後期 本学独自の授業料減免申請の案内（留学生用）

1 授業料減免の基準

別紙1のとおりです。不明な点は、広島市立大学事務局学生支援室にお問合せください。

2 免除の額

授業料免除が許可された者については、2022年度後期授業料の全額、半額又は1／4を免除します。

3 申請方法等

(1) 申請期限

2022年10月31日（月）【厳守】

(2) 申請方法

forms（「(3) 申請 URL」）から申請する。

(3) 申請 URL

<https://forms.office.com/r/W2eFv74gK7>

4 2022年4月～9月の入出金履歴を証する書類の提出について

申請に当たり、2022年4月～9月の入出金履歴を証する書類の提出が必要です。以下(1)又は(2)を forms からアップロード又は事務局学生支援室に提出（提出期限：2022年10月31日（月）【厳守】）してください。

なお、銀行口座の入出金履歴を証する書類について、不明な点がある場合、事務局学生支援室にご相談ください。

(1) 2022年4月～9月の入出金履歴情報が分かるインターネット、アプリ等から出力した書類 [提出例](#)

(2) 2022年4月～9月の入出金履歴情報が記帳された通帳の写し [提出例](#)

5 減免の取消し

虚偽の申請、その他不正な手段により許可を受けた場合は、その許可を取り消します。

6 注意事項

減免の申請を行った者は、減免の決定が通知されるまで授業料の納付を行わないでください。納付すると、減免申請を辞退したことになり、納付された授業料は返還できません（12月中旬までに決定通知を送付します。）。

おって、不許可、半額免除又は1／4免除の決定をしたときは、納付書を送付しますので、必ずその期限内に納付してください。

7 個人情報保護について

申請いただいた個人情報は、授業料減免審査の目的で利用します。今後の授業料減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

【授業料減免基準】

基準 免除	収入要件	学業・成績要件、その他の要件
全額免除	徴収期限前1年以内（注※）に留学生本人の疾病等の事情の発生により、毎月の収支が支出超過となり、超過する額が授業料月額を超える者	1 学業・成績要件 次の全てを満たすこと。 (1) 下の計算式により算出する前年度の成績評価係数が、学部生の場合は2.00以上、大学院生の場合は2.30以上であること（文部科学省外国人留学生学習奨励費給付条件に相当する成績であること。）。 ※ 大学の成績表に書いてある GPA の数字とは異なる場合があるので、注意すること。 ※ 4月に入学した者は、入学年度前期のみ、既に(1)の要件を満たしているものとする（後期減免審査では、入学年度前期の成績評価係数で審査する。）。 (2) 修業年限を超えて在学していないこと（休学及び正当な事由（疾病、留学、大学院の学生の論文作成、出産や育児、その他やむをえない事由）があると認められる場合を除く。）。 (3) 当期の履修登録を行っていること。 (4) 懲戒処分を受けていないこと。
半額免除	(次のいずれかに該当すること) 1 奨学金等の月額（就労ビザの同居家族収入及び仕送りで授業料月額を超えるものを含む。）が授業料の月割額未満の者（18歳未満の子どもを養育している場合は、奨学金等の月額から子供に係る生活保護の基準生活費の額を減じて適用する。） 2 徴収期限前1年以内（入学した期は入学前1年以内）に留学生本人の疾病等の事情の発生により、毎月の収支が支出超過となり、超過する額が授業料月額の2分の1に相当する額を超える者	2 その他の要件 次の全てを満たすこと。 (1) 奨学金申請等学資確保のための努力を行っていること。 (2) 収入を証する書類を提出すること。
4分の1免除	(次のいずれかに該当すること) 1 奨学金等の月額が授業料の月割額以上月割額の2倍未満の者（18歳未満の子どもを養育している場合は、奨学金等の月額から子供に係る生活保護の基準生活費の額を減じて適用する。） 2 徴収期限前1年以内（入学した期は入学前1年以内）に留学生本人の疾病等の事情の発生により、毎月の収支が支出超過となり、超過する額が授業料月額の4分の1に相当する額を超える者	

【成績評価係数 計算式】

(秀又は優の単位数) × 3 + (良の単位数) × 2 + (可の単位数) × 1 + (不可の単位数) × 0

単位数の合計（※ 単位数は卒業要件となる単位のみを計算する。）

成績評価係数				
秀	優	良	可	不可
3		2	1	0

【お問合せ】

広島市立大学事務局学生支援室

[TEL:082-830-1522](tel:082-830-1522)